

登録規程

(目的)

- 第1条 この規程は、国内における体操競技、新体操、Gymnastics for All (旧一般体操)、アクロ体操、トランポリン、エアロビック及びパルクールに従事し活動する選手及び選手以外の関係者の、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）への登録（以下、「登録」という）に関し、必要な事項を定める。
- 登録は、体操の普及発展に資することを目的として、登録を希望する者が本会所定の手続により申請し、本会がこれを承認することにより行う。
 - 登録は、登録者の資格等の確認及び登録情報の管理を適正に行うことを目的とする。

(登録会員の種類)

第2条 この規程による会員の種類は次のとおりとする。

(1) 選手

選手又は愛好者として本会が主催する競技会や事業に参加を希望する者。

(2) 選手以外の関係者

本会の顧問、理事、監事、業務執行役、委員、評議員、ブロック代表者、加盟団体の役員、選手・愛好者の活動支援者（監督、コーチ、トレーナーなど）、所属団体（チーム）の帯同審判員、保護者を含むサポーターその他本会が必要と認める者で、本会が主催する競技会や事業に参加し、又はこれらの運営・支援に従事することを希望する者。

(定義)

第2条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指導者

公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「JSPO」という）公認スポーツ指導者（体操関係）、JGA 指導員、JGA コーチ(体操競技)、JGA コーチ(新体操)、トランポリン競技コーチ、トランポリン普及指導員、Gymnastics for All (旧一般体操) 指導員、高齢者体操指導員のいずれか1つ、又は複数の有資格者を「指導者」という。

(2) 審判員

公認審判員（体操競技男子、体操競技女子、新体操男子、新体操女子、トランポリン、タンブリング、パルクール）、あるいはトランポリン・シャトル競技審判員のいずれか1つ、又は複数の有資格者を「審判員」という。

3 前各号に定める「指導者」及び「審判員」は別途、資格登録をしなければならない。

(登録及び加盟資格)

第3条 本会に登録しようとする者は、第1条及び第2条に定める者に限り、所定の手続により、本会に登録しなければならない。

- 本会に登録しようとする者は、本会の登録とは別に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める加盟団体に加盟（所定の加盟手続を含む。以下同じ。）をしなければならない。なお、加盟する加盟団体の数に制限はない。また、本会が主催する競技会に出場を希望する選手は、当該競技会の要項等に定めるところにより、予選会等に出場しなければならない。

- (1) 選手：第3項(1)に定める都道府県協会・連盟のいずれかを選択の上、これに加盟しなければならない。また、第3項(2)から(8)に掲げる加盟団体のうち、該当するものに加盟しなければならない。
- (2) 選手以外の関係者：第3項(1)に定める都道府県協会・連盟のいずれかを選択の上、これに加盟しなければならない。第3項(2)から(8)への加盟はその立場及び参加する競技会・事業の内容に応じてこれを要する。

3 前項の加盟団体の区分及び加盟資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 都道府県体操協会・連盟
各都道府県内の所属団体（学校、民間クラブ、会社などの勤務先）に所属し、居住地又は活動拠点の所在地が各都道府県体操協会・連盟の当該地域内であると認められる者。
- (2) (一社)全日本シニア体操クラブ連盟
(一社)全日本シニア体操クラブ連盟に加盟を希望する者。ただし、選手に関しては全日本学生体操連盟、(一社)全日本ジュニア体操クラブ連盟、(公社)日本新体操連盟に所属しない男子18歳以上、女子16歳以上の者に限る。前述の年齢は大会出場の当該年12月31日までに達することとする。
- (3) 全日本学生体操連盟
日本国内の大学・専修学校（学校教育法に基づく）並びに、高等専門学校（学校教育法に基づく）に在籍の者。ただし、在学中の加盟の回数は4年制大学、大学校は4回、2年制大学は2回のみとする。また、大学院生及び加盟資格を失った留年生は、該当する他の加盟団体に加盟できるものとする。
- (4) (一社)全日本ジュニア体操クラブ連盟
(一社)全日本ジュニア体操クラブ連盟に加盟を希望する者。ただし、選手は当該登録年度の4月2日を起算として18歳以下の高校生、中学生、及び小学生とする。
- (5) (公社)日本新体操連盟
企業クラブ及び民間クラブに所属し、(公社)日本新体操連盟に加盟を希望する者。
- (6) Gymnastics for All（旧一般体操）
競技を目的としないGymnastics for All（旧一般体操）を愛好する者で、本会が主催する発表会等に出場を希望する者。
- (7) (公社)日本エアロビック連盟
(公社)日本エアロビック連盟に加盟を希望し、国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会、国際体操連盟の主催する競技会等に参加を希望する者。
- (8) その他
前述の加盟団体に該当しない組織に加盟を希望し、国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会、国際体操連盟の主催する競技会等に参加を希望する者。

(登録手続と登録窓口)

第4条 登録手続は、本会が指定する「Web登録」を利用する。なお、各会員種別の窓口は次のとおりとする。

- (1) 体操競技、新体操、トランポリンの選手
体操競技・新体操・トランポリンに従事する選手は、居住地又は体操活動を拠点とする都道府県協会・連盟が窓口となる。

- (2) タンブリング・ダブルミニトランポリン・アクロ体操・エアロビック・パルクールの選手
タンブリング・ダブルミニトランポリン・アクロ体操・エアロビック・パルクールに従事する選手は、当該委員会・連盟又は本会事務局が窓口となる。
- (3) Gymnastics for All (旧一般体操) の愛好者
Gymnastics for All (旧一般体操) に従事する愛好者は本会事務局が窓口となる。
- (4) 第4条(1)(2)(3)を除く選手以外の関係者
第4条(1)(2)(3)を除く選手以外の関係者は、その立場に応じて、都道府県協会・連盟、当該委員会・連盟又は本会事務局が窓口となる。

(所属団体：チーム)

第5条 登録者の所属団体（チーム）については以下のとおりとする。

- (1) 選手は必ず1つ又は2つの所属団体（チーム）に所属しなければならない。
- (2) 選手が2つの所属団体（チーム）に所属する場合、その組合せは次に掲げる区分のうち異なる2区分の組合せとする。
 - ① 学校教育法に定める教育機関に在学する生徒及び学生が所属の学校あるいは社会人で構成される任意団体
 - ② 民間クラブ
 - ③ スポンサー、他
- (3) 選手が他の競技種別に所属する場合、改めて1つ又は2つの所属団体（チーム）に所属しなければならない。
- (4) 選手以外の関係者は、所属・無所属は問わず、所属できる所属団体（チーム）数に制限はない。

(登録事務の委託)

第6条 本会は都道府県体操協会・連盟に次の登録事務を委託する。ただし、体操競技、新体操、トランポリンの種別の登録申請に限る。

- (1) 登録者からの申請受理
- (2) Web 登録実行にあたって必要な情報伝達と協力

(登録料)

第7条 本会に納入する登録料については別表のとおり定める。ただし、本会が登録業務を委託した加盟団体を経由するため、加盟団体の登録料等を含む金額を支払うものとする。また、登録料の支払いにかかる手数料は、支払いする者の負担とする。

- (1) 別表において該当する会員区分の金額を収めるものとする。
- (2) 日本中学校体育連盟の通達（平成14年11月11日付）により、当該連盟主催大会（都道府県、ブロック、全国大会）のみに出場する体操競技、新体操の選手に対しては本会登録料、ブロック費、都道府県協会・連盟の指定する登録料は無料とする。
- (3) 第2条の2に定めるところにより、「指導者」と「審判員」については、この登録料の支払いの有無に関わらず、有資格とするために、それぞれに定められた資格申請と資格登録料を納めなければならない。

別表（登録料）

会員区分 ^(※1)		登録料 ^(※3) (単位：円／1人あたり1年度)
1. 選手 ^(※2)	(1) 22 歳以上	2,500
	(2) 18～21 歳	2,500
	(3) 15～17 歳	1,500 ^(※4)
	(4) 12～14 歳	1,300
	(5) 6～11 歳	1,300
	(6) 0～5 歳	0
2. 選手以外の関係者 ^(※2)	(1) 22 歳以上	2,500
	(2) 18～21 歳	2,500
	(3) 15～17 歳	1,500
	(4) 12～14 歳	1,300
	(5) 6～11 歳	1,300
	(6) 0～5 歳	0

※1 会員区分において体操競技、新体操、トランポリンの登録者は別表に示す金額の中にブロック費 300 円を含む。ただし、0～5 歳は除く。

※2 年齢は当該年度 4 月 1 日時点による。

※3 表示金額に加え、各加盟団体により定められた登録料（個人・団体）を支払うものとする。また、年度途中に加盟団体を変更した場合、移動前の加盟団体登録料の返金はせず、移動後の加盟団体登録料は支払うものとする。

※4 体操競技及び新体操の高校区分に所属する選手の登録料は 2,500 円とし、そのうちの 1,000 円を高体連運営協力金として全国高体連体操専門部に支払うものとする。

（登録会員コード）

第 8 条 本会に登録した者には登録会員コードを与え、これを永久コードとして使用する。なお、一人に対して 1 つのコードを与えるものとする。

（登録申請期間）

第 9 条 本会への登録申請期間は、原則として当該年度の 4 月 1 日から 12 月 25 日までとする。ただし、本会が主催する競技会や事業の参加申込を Web 登録システムにて行う場合、その参加を希望する者は、その申込期限前に登録しておかなければならない。

（登録有効期間）

第 10 条 当該年度の登録手続完了から当該年度末 3 月 31 日までとする。

（未登録者の扱い）

第 11 条 未登録者に対しては、次のように扱う。

- (1) 申請期間を過ぎても申請のない場合は、当該年度の会員として認めない。
- (2) 本会及び本会が登録業務を委託している加盟団体の組織運営並びに競技会等各種事業の運営に、役員として関与することはできない。
- (3) 選手及び選手以外の関係者として本会が主催する競技会や事業に参加することを認めない。

（外国人の登録）

第 12 条 外国人の登録は、次のように扱う。

- (1) 日本国籍のない選手及び選手以外の関係者も本会の登録は、日本人と同様にできるものとする。ただし、本会よりパスポート及び在日滞在査証の写しの提示を求められた場合、速やかに提出しな

ければならない。

- (2) 日本国籍のない選手及び選手以外の関係者の競技会又は他の事業への参加資格、選手の入賞条件については、各事業の主催団体の定めによるものとする。

(競技会参加選手の所属)

第13条 競技会要項に別途定める場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 団体競技登録者はその団体（チーム）の所属とし、他団体との重複を認めない。
- (2) 個人登録者は本会の登録申請に記載した所属団体名（最大2団体名：第5条）を使用できるものとする。
- (3) 予選又は選考会を伴う競技会において、参加資格を得た競技会が2つ以上ある場合は、そのいずれかの所属とする。

(所属変更届及び所属変更意見書の提出)

第14条 所属変更は、選手及び選手以外の関係者の競技会又は他の事業への参加、あるいはその参加のための活動など、個人の権利を保障し、いつでもそれを認める。なお、所属変更届及び所属変更意見書の提出は、次の基準のとおりとする。

- (1) 年度途中で所属を変更する場合は、速やかに都道府県協会・連盟を通して、所属変更届を本会に提出しなければならない。
- (2) 年度切り替え時の所属変更の場合、移籍元団体と移籍先団体の間に紛争がなく、選手の所属変更が、両団体から認められたものであれば、所属変更届を提出する必要はない。
- (3) 移籍元団体と移籍先団体の間に紛争が生じた場合、その解決を図るため本会の助言を受けることができる。ただし、それでも解決できない場合、移籍元団体は、都道府県協会・連盟を通して、所属変更意見書を本会に提出することができる。

(所属変更選手の競技会出場制限)

第15条 所属変更意見書が提出された選手には次のとおり出場制限を設ける。

- (1) 本会に所属変更届が受理された日から1年間は、本会の主催競技会において、チーム・団体選手権・グループの一員として出場することはできない。
- (2) 特例を必要とする場合は総務委員会委員長が複数名による登録審査グループを組織して検討し、その内容を業務執行役に提案して対処する。

(競技会やその他行事への参加に関する事項)

第16条 体操競技、新体操、Gymnastics for All（旧一般体操）、アクロ体操、トランポリン、エアロビックス、パルクールのいずれかに登録した選手及び選手以外の関係者は、本会が主催するすべての競技会や事業への参加資格を得るものとする。ただし、各加盟団体が主催する競技会や事業への参加の場合、その可否、各加盟団体への加盟要否などは、主催団体である加盟団体が別途定めるものとし、選手及び選手以外の関係者はそれに従うものとする。

(記載事項の変更連絡)

第17条 登録申請の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに本会及び登録窓口となっている加盟団体に文書をもって連絡することとする。また、活動を本拠とする都道府県で登録手続を済ませた者が、事情により本拠以外の都道府県で活動する場合には、本会ならびに関係の都道府県協会・連盟に別途、その旨を届け出ることとする。

(総務委員会)

第 18 条 本規程に定めのない事項、あるいは本規程施行上の問題などの処理は総務委員会が行う。

(登録の停止又は失効)

第 19 条 登録申請方法が合法的であっても、登録に虚偽や誤りがあった場合、本会倫理規程に定める違反行為を行ったことを本会が認めたときは、登録を停止し、又は失効させる。なお、停止又は失効の間中は、本会登録者として本会が主催する競技会や事業に参加することはできない。また、停止又は失効となっても当該登録期間は変更されず、支払われた登録料等の返金は行われぬものとする。

(改廃及び施行)

第 20 条 規程の改廃は理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成	25 年	3 月	17 日	制定
平成	25 年	6 月	22 日	改定
平成	25 年	9 月	21 日	改定
平成	26 年	1 月	15 日	改定
平成	28 年	4 月	15 日	改定
平成	29 年	3 月	3 日	改定
平成	29 年	4 月	1 日	施行
平成	30 年	3 月	9 日	改定
平成	30 年	4 月	1 日	施行
平成	31 年	3 月	9 日	改定
平成	31 年	3 月	9 日	施行
令和	5 年	3 月	10 日	改定
令和	5 年	6 月	25 日	施行
令和	6 年	12 月	7 日	改定
令和	7 年	1 月	24 日	別表差替
令和	7 年	4 月	1 日	施行
令和	8 年	3 月	13 日	改定
令和	8 年	4 月	1 日	施行